

平成23年3月16日

取手市にお住まいのお客様 各位

東日本ガス株式会社

平成23年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震により被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、弊社は平成23年3月15日付けで関東経済産業局に対し、ガス事業法第20条但し書きの規程により料金その他の供給条件について(料金の支払期限の延長等下記参照)災害特別措置の申請を行い、認可されました。

これは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、平成23年3月14日付けで取手市が災害救助法の適用を決定されたことによります。

なお、この取り扱いの対象地域は取手市における供給区域に限定され、災害救助法の適用日(平成23年3月11日)まで訴求して適用されます。

記

ガス事業についての特別措置の内容

災害救助法適用地域において被災した需要家から申出があった場合、以下の措置を適用する。

①ガスの供給再開に係る臨時工事費の免除

被災によりガスの使用ができなくなり、同一場所で応急的にガスを使用するために臨時のガス工事を行う場合について、当該工事費を免除(平成23年5月末日までに申し込みがなされた場合)。

②早収期間及び支払期限の延長

平成23年3月(早収期限日が平成23年3月11日以降となるものに限る。)、平成23年4月及び平成23年5月の各ガス料金の早収料金適用期間及び支払期限をそれぞれ1ヶ月間延長。

③不使用月の料金免除

被災日から全くガスを使用しない(できない)場合のガス料金を、被災日が属する検針月の次の検針月から6ヶ月間に限り、免除